

○安栗市信頼される市政のためのコンプライアンス条例

平成23年3月11日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によることを認識し、職員が公務を遂行するに当たってのコンプライアンス体制に関して必要な事項を定めるとともに、職員の公正な職務の遂行を確保し、倫理を保持するために必要な措置を講ずることにより、市民の信託にこたえ信頼を確保し、市民とともに公平かつ公正な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員（議会の議員を除く。）をいう。
- (2) コンプライアンス 法令等を遵守するとともに、常に法令等の目的及び趣旨を的確に理解し、高い倫理観を持って、市民のために創造的かつ主体的に職務を遂行すること。
- (3) 職員等 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項各号に規定する者をいう。
- (4) 法令等 法令、条例、規則、告示、訓令及び市の執行機関が定める規則等をいう。
- (5) 任命権者等 法第6条第1項に規定する任命権者並びに副市長及び教育長をいう。
- (6) 不当要求行為 職員に対して行う次に掲げる行為その他職員の公正な職務を妨げることが明白である要求等（要求、提言、相談、忠告、苦言その他これらに類する行為をいう。以下この号において同じ。）をいう。
 - ア 特定のものに対して有利又は不利な取扱いを行うこと。
 - イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。
 - ウ 遂行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに行わないこと。
 - エ 法令等に違反すること又は職員としての倫理に著しく反することを求める行為
 - オ 暴力その他不正な手段による要求等
 - カ 威圧的な言動その他の社会的相当性を逸脱した手段による要求等

（令8条例7・一部改正）

(職員の基本的心構え)

第3条 職員は、自らの行動が常に公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、自らを厳しく律するとともに、法令等を遵守し、市民から信頼されるよう不断に職員倫理の高揚に努めなければならない。

- 2 職員は、市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、常に市民の立場に立って公正に職務を遂行しなければならない。
- 3 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。
- 4 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- 5 職員は、職務の遂行に当たっては、市民の疑惑や不信を招くような行為を行ってはならない。
- 6 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。
- 7 職員は、行政の透明化を図ることにより、市政に対する市民の信頼と協力を得られるよう努めなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、公務員としてコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

- 2 職員は、職務の遂行に必要な予算が市民の税負担によって賄われていることを強く認識し、関係法令等に基づき厳正な執行を行うとともに、適正かつ能率的な事務処理を通じて経費の節減に努めなければならない。
- 3 職員は、職務の遂行に当たっては、市民その他市政に関わりのある全ての者に対して業務に関する説明を十分に行い、理解と協力を得るよう努めなければならない。

(管理監督者の責務)

第5条 職員を管理監督する立場にある所属長、所属長を補佐する管理職員及び係長（以下「管理監督者」という。）は、その職務の重要性を自覚し、自らの資質向上を図り、率先して模範を示すことにより、管理監督下の職員の公正な職務の遂行及び倫理の保持に努め、その行動について適切に指導及び助言を行わなければならない。

- 2 管理監督者は、職務の執行の方法を常に検討し、その改善を図るとともに、管理監督する職員の自律性を高め、良好な職場風土の形成及び維持に努めなければならない。

(任命権者等の責務)

第6条 任命権者等は、職員の職務に係る行為が市民の疑惑や不信を招くことがないように常に注意を喚起するとともに、コンプライアンスが確立されるよう職員に対する研修を実施し、職員の遵守すべき事項を定める等必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、常に市政に関心を払うことにより、公平かつ公正な手続きによる行政運営の確

保に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

- 2 市民は、職員に対し、不当要求行為及び公正な職務の遂行を妨げるおそれのある行為を行ってはならない。

(令 8 条例 7 ・ 一部改正)

(職員倫理の確保)

第 8 条 市長は、第 3 条から第 6 条までに規定する倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項は、規則で定めるものとする。この場合において、当該規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止、制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

(コンプライアンス委員会の設置)

第 9 条 市におけるコンプライアンスの実効性を確保するため、宋栗市コンプライアンス委員会（以下「コンプライアンス委員会」という。）を置く。

- 2 コンプライアンス委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第12条第 1 項に規定する公益通報の調査等に関すること。
- (2) 第18条に規定する調査、対応方針の指示等、不当要求行為の対策に関すること。
- (3) 不当要求行為の対策にかかる提言に関すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、コンプライアンスの確保に関し必要な事項

- 3 コンプライアンス委員会は、職員（法第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職を除く。）以外の者（以下「外部委員」という。） 3 人以内及び職員のうち市長が指定する者（以下「委員」という。）で組織し、外部委員については、法令について識見を有する者の中から市長が委嘱する。ただし、市長が特に必要と認める場合には、外部委員について 3 人を超えて委嘱することができる。

- 4 外部委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の外部委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 外部委員は、再任されることができる。

- 6 市長は、外部委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は外部委員に職務上の義務違反その他外部委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、外部委員を解嘱することができる。

- 7 コンプライアンス委員会の会議は、非公開とする。ただし、コンプライアンス委員会が必要と認める場合は、公開することができる。

- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 委員は、自己若しくは2親等以内の親族の従事する業務に直接利害がある事件については、第2項に規定する調査等を行うことができない。

10 前各項に定めるもののほか、コンプライアンス委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(公益通報)

第10条 職員等は、通報対象事実（公益通報者保護法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。）が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、速やかにコンプライアンス委員会にその内容を通報しなければならない。

2 職員等は、前項の通報（以下「公益通報」という。）をするときは、実名により行わなければならない。ただし、匿名による通報事実が確実にあると信ずるに足りる相当の根拠をコンプライアンス委員会に示した場合は、この限りでない。

3 職員等は、公益通報に当たっては、確実かつ客観的な資料に基づき誠実に行わなければならない。

4 公益通報をする職員等は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないようにしなければならない。

(令8条例7・一部改正)

(不利益取扱いの禁止等)

第11条 公益通報をした職員等（以下「通報者」という。）の任命権者は、公益通報をしたことを理由として、通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 市長は、通報者が特定されるおそれがあると認められる情報は公開してはならない。

3 任命権者は、職員等に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること、公益通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げることその他の行為によって、公益通報を妨げてはならない。

4 任命権者は、正当な理由がなく、公益通報をした者である旨を明らかにすることを要求することその他通報者を特定することを目的とする行為をしてはならない。

(令8条例7・一部改正)

(公益通報に係るコンプライアンス委員会の職務)

第12条 コンプライアンス委員会は、第10条第1項の規定による公益通報を受けたときは、当該通報の内容の真否について調査し、その結果に市長が是正すべき措置等についての意見を付して市長に報告しなければならない。

2 コンプライアンス委員会は、前項の報告を通報者に通知しなければならない。ただし、匿名の通報者又は報告を希望しない通報者に対してはこの限りでない。

(公益通報に係る措置)

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく必要な事実確認を行い、その結果、法令等違反、不当な事実等が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の措置を講ずる場合は、前条第1項の規定によるコンプライアンス委員会の意見を尊重しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する措置等について、その概要を公表しなければならない。

(是正措置等の通知)

第14条 市長は、前条第1項の措置を講じたときは、その内容を遅滞なく通報者に通知するものとする。ただし、匿名の通報者又は報告を希望しない通報者に対してはこの限りでない。

(是正措置の評価)

第15条 市長は、必要な措置を講じた後の適当な時期に当該措置が適切に機能していることを確認し、必要があると認めるときは、更に措置を講じなければならない。

(職員等以外による公益目的通報)

第16条 職員等以外の者で市に居所、事業所、通学場所を有するものは、市政運営にかかる職員等の職務に違法な行為がある場合又は違法性があるおそれがある場合、コンプライアンス委員会に対して公益を目的とする通報（以下「公益目的通報」という。）をすることができる。

2 第10条第2項及び第3項、第11条第2項及び第12条から前条までの規定は、公益目的通報があった場合に準用する。

(令8条例7・一部改正)

(不当要求行為への組織的対応)

第17条 職員は、不当要求行為があったときは、市政の透明化を図るとともに公正な職務の遂行を確保するために当該行為の内容等を記録し、所属長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員及び委員にあっては、所管する事務局の事務局長その他これと同等の地位にある職員）に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、公正な職務を遂行するために必要な措置を講ずるとともに、コンプライアンス委員会による調査が必要と判断される場合にあっては当該委員会に報告しなければならない。

(令8条例7・一部改正)

(不当要求行為に係るコンプライアンス委員会の対応等)

第18条 コンプライアンス委員会は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要な調査を行い、その結果に市長が是正すべき措置等についての意見を付して市長に報告するものとする。

る。

(不当要求行為に対する措置)

第19条 市長は、前条の規定による報告が不当要求行為に該当する旨のものであるときは、当該報告に基づいて、不当要求行為の行為者に対し、文書で警告を行うものとする。

2 市長は、前項の警告を行う場合において必要と認めるときは、当該行為者の氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。

3 市長は、競争入札の参加資格を有する事業者に対し、第1項の警告を行った場合は、当該事業者に対し、入札参加制限その他必要な措置を講じることができる。

4 市長は、第9条第2項第3号に規定する提言を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置を講じなければならない。

(職員等の協力)

第20条 職員等は、コンプライアンス委員会からの求めに応じ、公益通報及び公益目的通報の調査等について協力しなければならない。

2 職員は、コンプライアンス委員会からの求めに応じ、不当要求行為の調査等について協力しなければならない。

3 前2項の規定により、調査等に協力した職員等は、その際知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(違反行為に対する処分等)

第21条 市長は、職員がこの条例に違反する行為を行ったと認められる場合は、その違反の程度に応じ、法第29条第1項の規定に基づき懲戒処分をし、又は訓告、厳重注意等の人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第22条 市長は、毎年、公益通報及び不当要求行為の件数並びにそれらの概要その他コンプライアンスの推進に係る運用状況について、公表しなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宍粟市条例第45号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和 8 年 3 月 18 日 条例第 7 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例第 11 条第 3 項及び第 4 項の規定は、この条例の施行前にされたこの条例による改正前の宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例第 2 条第 6 号に規定する公益通報にも適用する。